

Title	女性犯罪と刑の量定(一) : とくに女性殺人犯に対する量刑の実証的研究
Sub Title	Female crime and sentencing (1) : A case study of female homicide
Author	中谷, 瑾子(Nakatani, Kinko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.6 (1968. 6) ,p.1- 29
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680615-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

女性犯罪と刑の量定(二)

——とくに女性殺人犯に対する量刑の実証的研究——

中 谷 瑾 子

I 序論

II 本論

一 女性犯罪の問題性

二 女性犯罪において殺人罪の占める地位(以上本号)

三 女性殺人犯に対する量刑の実態

a 嬰兒殺

b 尊属殺人

c 本夫・情夫(内夫)殺人

d その他の激情的殺人

e 利欲的殺人

四 女性殺人犯の実態の総括

五 女性殺人犯に対する量刑の分析

III 結 び

I

(1) 刑事司法において、終局的に確定されるべきものは、被告人の(刑事)責任の有無(有罪か無罪か)・種類および程度であるが、責任の有無は、事実認定と法の解釈により、責任(同時にここでは「刑」)の種類および程度は、法定の範囲内において、裁判官がこれを決定する(いわゆる刑の適用および刑の量定)。起訴便宜主義(刑訴法二四八条)をとる建前から、検察官の起訴した事件の無罪率は、諸国に比較して格段に低い⁽¹⁾わが国においては、被告人はもとより、弁護人、検察官、ひいては社会一般の関心は、もつぱら刑の量定の結果がどうなるかということに集中する⁽²⁾。ことに、殺人罪(刑法一九九条。上は死刑から下は懲役三年——刑の執行猶予を付しうる——にまで至る)に代表されるように、世界の立法例の中でも、とくに、法定刑の枠の大きいことで有名なわが刑法典の下では、刑の量定は「特別重要な意味をもつているといわなければならない」⁽³⁾、とされるのは、当然である。例えば、殺人罪について、有期の懲役を選択すると仮定するならば、大きく半年毎の段階に分けたとしても二五種もの段階の刑が考えられるし、これに法律上加重減輕、酌量減輕を加え、さらに一ヵ月毎の段階を認めるならば、極端に云えば、無限に近い段階の刑が考えられることになる。それら思考可能な段階的刑の中からただ一つ宣告刑を選んで刑の言渡しをするのは、全く裁判官の任意に委ねられている。もとより、裁判官は、憲法と法律にのみ拘束され、自己の良心に従つて裁判をする(憲法七六条三項参照)のであるから、刑の量定もまた、憲法および法律の枠内で行なわれるのは当然である。しかしここで準則となる法は、さきにも一言したように、すぐれて抽象的であつて、個別—具体的場合に、ただこれを具体的事件にあてはめるといつた操作が端的に期待できるようなものではない。その意味では井上教授が正当にも指摘しておられるように「制定法主義の国として制定法が裁判所を拘束するという原則になつてはいても、実は裁判所じしんが制定法の中から具体的に法の発見に努めざるをえない」⁽⁴⁾状態におかれているといえよう。しかも刑の量定もまた所詮「刑法理

論の縮図⁽⁵⁾」であるところから、裁判官のよつて立つ理論の如何によつて、ある程度量刑の寛嚴の差を生じ、そのため、刑罰予測の困難ないしは、刑罰の不均衡という結果を招来することは、むしろ当然の理のように思われる⁽⁶⁾。ところが、反面、現実の裁判所における量刑は、必ずしもバラバラなものではなく、この種の犯罪にはこの程度の刑罰という、量刑の慣行、量刑の相場のようなものがあり、それが現実の裁判、判決にかなりの影響力をもつことは、すでにわが国で指摘されているばかりでなく、一般的に承認済みであると云つてよいであらう⁽⁸⁾。

もともと、刑の量定に際しては、罪刑法定主義、人權保障の見地からはいわゆる「刑の定率化 tariffication」従つて刑の均衡が要請され、他面、社会防衛ないし具体的正義の実現の見地からは刑の個別化が要請されることになる。現実の問題として、この二つの相反する要請が現存する以上、何れの見地に立つにしても、量刑の實際を集積し、これを分析して、實際を把握することが必要であると考え。ところが、近年に至るまで、量刑に関する研究は遅々として進まず、佐伯博士をして「刑法学は、量刑問題に関する限り『うまずめ』であるという嘆きもしくは非難は、今日もそのまま残っているように思われる」と嘆かせたことであつた⁽⁹⁾。しかし、わが国においても、近時、量刑研究が着実な収獲をあげつつあることは注目されてよく、更には、一九五七年の国際刑法会議その他の国際会議においても、裁判官の量刑の問題が議題としてとりあげられ⁽¹⁰⁾、アメリカでも一九五九年七月にはコロラド大学で量刑に関する研究会が開催され、アメリカの全国各地の連邦裁判官がこれに参加し⁽¹¹⁾、また、各国の刑法改正の動向の中で、「裁判官は、行為者の責任に應じて刑を量定し、被告人の動機、経歴および一身上の諸関係(境遇)を顧慮するものとする」と規定した有名なスイス刑法(一九三七年二月二日の連邦法、一九四二年一月一日施行)六三条の他、イタリア刑法(一九三〇年一月一九日)一三二―一四〇条、デンマーク刑法(一九三〇年四月一五日)八〇条、ブラジル刑法(一九四〇年二月七日)四二条、ギリシャ刑法(一九五〇年八月一七日)七九条、チェコスロバキア刑法(一九六一年一月二九日)三一―三四条、ユーゴスラビア刑法(一九五一年三月二日)三八―四七条等、何らかの量刑の基準を

平す立法例が多くなつてきていることなど、諸要因が競合して、量刑論は、近時、わが国だけではなく、諸国の刑法学者の関心を集め、「うまずめ」の汚名を返上しようとしているように見うけられる。⁽¹²⁾

(1) 竹内誠「弁護人の側から見た刑の量定の基準」刑法雑誌12巻2・3・4号三三三頁によれば、無罪率は、西独・フランスが七〇八パーセント、イギリスが一パーセントに対して日本は一パーセント前後であるとされるが、昭和二七〇四年のわが国の無罪率は左表の通りもつと少ない。

無罪率

年次	判決総人員	無罪人員	無罪率 %
昭和27年	133,275	1,566	1.18
28	115,354	1,202	1.04
29	109,696	869	0.79
30	124,037	925	0.75
31	118,682	710	0.60
32	106,351	566	0.53
33	101,520	412	0.41
34	102,945	463	0.45
35	99,478	490	0.49
36	94,427	425	0.45
37	91,597	513	0.56
38	87,928	597	0.68
39	86,334	473	0.55
40	91,256	407	0.45

昭和40年度司法統計年報刑事編による。

- (2) 佐伯千似・刑の量定の基準・刑法講座一卷二一六頁(昭和三八年)参照。
- (3) 佐伯・前掲論文二一六頁。
- (4) 井上正治・「責任原理」改正刑法準備草案の総合的検討・法律時報臨時増刊三二巻八号一〇一頁(昭和三五年六月)。
- (5) 団藤重光・「刑法綱要総論」四二二頁(昭和三二年) 同旨大谷実・「刑罰量定基準と人格責任論」同志社法学84号三五頁(昭和三九年三月)、高窪貞人・「英米法における刑の量定」The Art of Sentencing, 英米法学13号二二頁(昭和三十七年七月)。
- (6) 相対的法定刑主義の現行法制下においては、とくに量刑の枠が広げれば広いほど、同様の事件に対する刑の量定の不統一、刑罰の不均衡が生ずるのは、むしろ当然であろう。しかし、この場合、単なる「刑の個別化」のスローガンの下で、実質的な量刑の不統一、不均衡がカバーされてはならないであろう。滝川幸辰博士は、かつて、この問題について「罪刑法定主義は現行法によりて形式的には認められ、実質的に無視せ

られて居る」とまで云われた(滝川・刑法各論、現代法学全集一七卷四〇〇頁(昭和五年))。なお、I・R・カウフマン・北沢治雄仮訳「裁判官の問題としての量刑について」『法曹時報一三卷四号三二頁以下参照。

(7) 例えは佐伯・前掲論文一一七頁、大谷実・前掲論文三四頁。

(8) 例えはノルウェーの Jols. Andenaes は「刑の量定に際しては、すぐてのことが現実の法規によつて媒介されるのではなく、量刑の慣行が重要な意義をもっている。従つて、全く異つた環境の出である裁判官(例えは支那とかインドとかの)が、ノルウェーとかドイツの刑罰法規を分析し、かつ、刑罰をそのように実定法の意味で量定しようとした場合を想定するとき、彼はかなり途方にくれてしまふであらうと思う」といふ Jols. Andenaes, *Stratzmessung*, ZSKW 69 (1957), S. 652 f. また、スイスの Pfenninger も、「裁判官の量刑に際しては、合理的な取扱ではなくして伝統的な取扱が肝要である」と説き(Vgl. H. F. Pfenninger, *Die Freiheit des Richters in der Stratzmessung*, SchwJZ 30. Jahrg. (1934) Heft. 14, S. 212). *von d. v. Eyben* によれば「広い刑罰の枠の中にあらわされている裁判官の自由(↓裁量の自由、筆者注)は、単に見せかけだけにすぎない。そこでは、実定法規は止揚されて、慣習が始まる。判決にとつて決定的となるのは、いかなる刑罰が適当かという裁判官の評価ではなくして、第一に慣習、即ち実定法規と並んで存在する『刑の相場』 *Stratzaxe 'P' & C'*」とまで極言される(Vgl. J. Andenaes, a. a. O., S. 653)。

(9) 佐伯・前掲論文一一八頁。なお、大谷・前掲論文三四頁も量刑研究の「不毛」性を指摘しておられる。

(10) 例えは二九五七年アテネの第七回国際刑法会議では「刑及び保安処分についての裁判官の裁量権の統制」、比較的近く一九六一年のリスボンの国際刑法学会では「刑事裁判の宣告における技術的方法」、一九六六年ロンドンの社会防衛週間国際会議では「Sentencing」の問題がそれぞれ議題としてとりあげられているなど。

(11) I・R・カウフマン・前掲論文四三頁。

(12) 量刑に関するわが国の文献の主なものを持ちうと、左記のとおりである。

秋山哲治・「量刑における政治性と倫理性」同志社法学63号(昭和三十六年)、安部治夫・小林高記訳・「シエルドン・グリニョック」・「刑の量定の問題」『法律のひろば9巻12号、10巻1号、2号(昭和三十二年二月、三十二年一、二月号)、出射義夫・「殺人罪に対する量刑について」ジュリスト95号(昭和三〇年二月一日号)、植松正・「刑罰量定における人的条件の関与」裁判心理学の諸相(昭和三二年)、大竹敬喜・「刑の量定の基調(刑罰の本質―刑罰の目的―責任の心理的基礎)」法曹会雑誌16巻4号、大谷実・前掲論文、小野清一郎・「刑罰の目的と刑の量定―西ドイツの『刑法改正資料』から」法律時報29巻2号(昭和三二年二月号)、I・R・カウフマン・前掲論文、宮内裕・「量刑の実態」法律時報資料版6号(一九六一年四月)、小泉敏次・「刑の量定に就て」司法研究八輯四号(昭和三年)、幸野静彦・「刑の量定の実証的研究」(昭和三年)、古賀俊郎・「刑の量定に関する実証的研究(特に統制経済事犯の量刑に就て)」司法研究二九輯四号(昭和十五年)、小林謙助・「英米刑事裁判における量刑の研究」司法研究報告書二輯一〇号(昭和十九年)、佐伯・前掲論文、篠塚春世訳・「F・エクスマー」『独逸裁判所に於ける刑の量定の実

際」司法資料二六三号(昭和十五年)、入江正信・殺人の罪に関する量刑資料上・下」司法研修所調査叢書五号(昭和三十四年)、同・「傷害致死の罪に関する量刑資料」同調査叢書六号(昭和三十四年)、司法省調査部・「量刑実際の統計的調査とエックスマネルの研究」(一) 法曹会雑誌18巻10号、19巻11号、正田満三郎・高橋正己・「傷害致死罪に対する量刑の実証的研究」(一) 法政時報30巻5号、8号、11号、31巻1号(昭和三十二年・三十四年)、高窪真人・前掲論文、高橋正己・「量刑の変遷について」刑事法の理論と現実(一) (小野博士還暦記念論文集) 三五一頁以下(昭和二十六年)、同・「窃盗罪に対する量刑の地域差について」刑法雑誌3巻3号(昭和二十八年)、田上輝彦・「量刑と執行猶予・累犯加重・未決通算との関係について」ジュリスト一五四号(昭和三十三年五月一日号)、竹田国雄・羽生雅則・「自動車事故による業務上過失致死罪に対する量刑の考察」司法研修所報三二一(昭和三十八年)、武安将光・「日本における売春の実況と売春関係事件についての刑の量定」法曹時報7巻6号(昭和三十年六月)、同・「刑の量定と犯行の認否」ジュリスト233号(昭和三十六年九月一日号)、同・「英国・西ドイツ等における暴力犯罪の取締と刑の量定」(一) 法律時報三二二(昭和三十四年三月号)、同・「量刑研究の方法論および我国における生命犯に対する量刑の特色」刑法雑誌12巻2・3・4号(昭和三十七年七月)、同・「医療過誤に対する判例の注意義務認定の基準と刑の量定についての考察」過失犯(2) (日沖憲郎博士還暦祝賀) 一〇一頁以下(昭和四一年)、武安・所・「日英独三國における生命犯に対する刑の量定」(1) 法曹時報14巻7号、9号(昭和三十七年七月、九月号)、谷川輝・「刑の量定について」刑政75巻12号(昭和三十九年二月)、所一彦・「刑の量定の基準」ジュリスト313号(昭和四〇年一月一日号)、中利太郎・香城敏磨・「量刑の実証的研究」司法研究報告書15輯1号(昭和四一年三月)、中利太郎・「量刑の実際とその諸問題」刑法雑誌12巻2・3・4号(昭和三十七年七月)、平田胤明・「量刑の実際と問題点」刑法雑誌12巻2・3・4号、不破武夫・「刑の量定に関する実証的研究」(昭和四十四年、はじめ同名の単行本、のちに刑法上の諸問題(昭和五十二年)に所収、なお不破教授の研究に対する賛否を代表するものとして佐伯千仞・「不破教授「刑の量定」に関する実証的研究」法学論叢四二巻五号八〇一頁以下(昭和五十五年)、八木胖・「不破教授「刑の量定」に関する実証的研究」法律時報二二巻四号四九頁(昭和五十五年)とがある。)、牧野英一・「刑の量定と刑法理論——センテンスの問題について」(一) 警察研究37巻5号、6号(昭和四一年五月、六月号)、松本時夫・「量刑——アメリカ法制の展望」昭和三十九年)、村崎満・「統制経済法令違反に対する量刑——昭和十六年度に於ける京城覆審法院管内の実情——」司法協会雑誌22巻1号、森下忠・「不定期刑の種類と量刑」法律の心ろば15巻7号(昭和三十七年七月号)、同・「不定期刑の量定をめぐる諸問題」刑法雑誌12巻2・3・4号、安平政吉・「刑の量定の基準について」刑法雑誌12巻2・3・4号等相当数を教える。ドイツ語の文献も相当多。

Bader, Das Ermessen des Strafrichters, JZ 1955, S. 525, Baumann, Das Verhalten des Täters nach der Tat, NJW 1962, S. 1793, Bruns, Strafzumessungsrecht, AT 1967, ders., Zum gegenwärtigen Stand der Strafzumessungslehre, NJW 1956, S. 241, ders., Zum Verbot der Doppelverwertung von Tatbestandsmerkmalen oder strafrahmenbildenden Umständen (Strafzumessungsgründen), H. Meyer-Festschrift, 1966, S. 353, Dreher, Über die gerechte Strafe, 1947, ders., Doppelverwertung von Strafzumessungsgründen, JZ 1957, S. 155, ders., Die erschwerenden Umstände im Strafrecht, ZStW 77 S. 202, Drost, Das Ermessen des Strafrichters, 1930, Exner, Über Gerechtigkeit im Strafrecht, 1920,

ders., Studien über die Strafzumessungspraxis der deutschen Gerichte, 1931 (KrimAbh. Heft 16), Graßberger, Die Strafzumessung, 1932, Heinitz, Strafzumessung und Persönlichkeit, ZStW 63 S. 57, Hülle, Anleitung zur Bemessung zeitiger Freiheitsstrafen, DRiZ 1951, S. 4, 35, Kofka, Welche Strafzumessungsregeln ergeben sich aus dem geltenden StGB, JR 1955, S. 322, Kroschel-Doerner, Die Abfassung der Urteile in Strafsachen, 19. Aufl. 1960, S. 11, Krumme, Ermessenfreiheit oder gesetzliche Bindung des Richters bei der Verhängung der Strafe und sonstiger Unrechtsfolgen, DRiZ 1955, Nr. 208, Peters, Die kriminalpolitische Stellung des Strafrichters bei der Bestimmung der Strafrechtsfolgen, 1932, ders., Strafzumessung, in Handwörterbuch der Kriminologie Bd. II, 1936, S. 737, ders., In welcher Weise empfiehlt es sich, die Grenzen des strafbüchlichen Ermessens im künftigen StGB zu regeln? Gutachten zum 41. Dr. Juristentag 1955, ders., Überzeugungstäter und Gewissenstäter, H. Mayer-Festschrift S. 257, Rabl, Strafzumessungspraxis und Kriminalitätsbewegung, 1936 (KrimAbh. Heft. 25), Sarstedt, In welcher Weise empfiehlt es sich, die Grenzen des strafbüchlichen Ermessens im künftigen StGB zu regeln? Verhandlungen des 41. DJT (1955), S. D 29 ff., ders., die Revision in Strafsachen, 4. Aufl. 1962, S. 255, Seelig, Lehrb. der Kriminologie, 3. Aufl. 1963, S. 344 ff., Sauer, Kriminologie, 1950, S. 363, L. Schmidt, Die Strafzumessung in rechtsvergleichender Darstellung 1961, Schröder, Gesetzliche und richterbüchliche Strafzumessung, Mezger-Festschrift, S. 415, ders., In welcher Weise empfiehlt es sich, die Grenzen des strafbüchlichen Ermessens im künftigen StGB zu regeln? Gutachten zum 41. DJT (1955), Seibert, Fehler bei der Strafzumessung, MDR 1952, S. 457, 1959, S. 258, 1966, S. 805, Spindel, Zur Lehre vom Strafmaß, 1954, ders., Die Begründung des richterbüchlichen Strafmaßes, NJW 1964, S. 1758, Stree, Deliktfolgen und Grundgesetz, 1960, Warda, Dogmatische Grundlagen des richterbüchlichen Ermessens im Strafrecht, 1962, v. Weber, Die richterbüchliche Strafzumessung, 1956, Wimmer, Die rechtlichen Einschränkungen der Straferrmessensfreiheit, DRZ 1950, S. 268. 以上の他、ドイツ語の文献については、シントケ＝ミンナーマーのコメントール13版の13条前注とくにⅧ、Ⅹに所掲の多数の文献を参照を求めたい。Vgl. Schönke-Schubert, StGB, Kommentar, 13. Aufl., 1967, S. 106 ff. など。佐伯・前掲論文一一九頁注参照。

(2) わが国における刑の量定に関する実証的研究の嚆矢としての榮譽を担うものは、前掲注(11)にもあげた故不教教授の「刑の量定に関する実証的研究」であり、この研究がその後のわが国の量刑研究に大きな影響を与えたと考えられる。すでに前掲注(11)に列挙したように、刑の量定に関する実証的研究は一〇指をこえているが、とくに女性犯罪と刑の量定を論じたものは稀有である⁽¹³⁾。また、「女性に対する刑は男性に對する場合に比較して軽いことは女性犯罪の研究で通説となつてゐるところである⁽¹⁴⁾」とされながら、これまでその論証は必ずしも充分ではなかつたように思われる。本研究は、女性に對する刑が一般に云われるように、男性に對する刑に比較して軽いかどうか、軽いとすれば、それは、行為者が女性であるが故

にであろうか？ それとも行為者の性別の如何によるのではなくして、行為そのものに対する正当な責任評価なのであるか？ をさぐるため、筆者が昭和四一年中に全国五カ所の女子の刑事施設（札幌刑務所女区および栃木、笠松、和歌山、麓の四刑務所）に収容されている全収容者について行なつた調査、ならびに、昭和三六年から四〇年までの五年間に、東京地裁で、殺人、放火、窃盜、詐欺の罪名で有罪判決を受けた女性被告人の判決謄本による量刑調査をもととして行なわれたものである。殺人罪は、犯罪そのものとして重大なものであるばかりでなく女性犯罪の中では、後述のように、とくに比率のうえで男性を大きく上まわるといふ意味で二重の重要性をもち、しかも殺人罪の量刑については、すでにいくつかの実証的な研究が発表されて⁽¹⁵⁾いて、男女比を見る上にも比較的資料がそろつていると考えられるので、本稿はさしあつて女性殺人犯に対する量刑に焦点を絞ることにした。

(13) 前注(11)に列挙されたわが国の論考の中で、この点につき明確に論及されているのは、出射検事の「前掲論文九頁以下」。

(14) 出射・前掲論文九頁。なお入江・前掲「殺人の罪に関する量刑資料上」八八頁参照。

(15) 前注(11)参照。

II

一 なにほどかの程度の差はあれ、女性犯罪の特色の最たるものはその稀少性にあることは、洋の東西を問わず、多くの指摘をうけているところである。⁽¹⁶⁾しかし、この稀少性は、女性犯罪の実態を示すものではなく、統計上の差は、女性特有の欺瞞性、狡猾性と被保護性にあると一般に云われている。⁽¹⁷⁾ただ、わが国では、この点についても、私の知る限りは、これを論証するに足る研究は、これまで殆んど行なわれていない。

まず、昭和三六年〜四〇年の最近五ヶ年間の刑法犯通常第一審事件で有罪判決を受けた男女別被告人の数は、表1の通りである。

表一 2 刑の執行を受けた男女別数

年 度	死刑	懲 役	禁 錮	合 計	
36年 {	男	28	36,308	727	37,063
	女	1	815	0	816
37年 {	男	12	34,567	1,214	35,793
	女	0	731	0	731
38年 {	男	11	32,664	1,223	33,898
	女	1	702	1	704
39年 {	男	12	30,761	1,393	32,166
	女	0	670	2	672
40年 {	男	16	31,948	1,879	33,843
	女	0	711	8	719

女性犯罪と刑の量定 (一)

司法統計年報刑事編昭和36~40年による。

表一 1 男女別通常第一審有罪者数

年 度	終 局 総人員	有罪総数	女子を し た 男 女 の 比 率	
36年 {	男	80,038	75,534	27.9
	女	2,862	2,707	: 1
37年 {	男	77,358	72,932	27.2
	女	2,825	2,680	: 1
38年 {	男	72,261	68,162	29.0
	女	2,460	2,350	: 1
39年 {	男	70,016	65,979	28.4
	女	2,449	2,323	: 1
40年 {	男	75,036	70,954	28.2
	女	2,635	2,517	: 1

司法統計年報刑事編昭和36~40年による。

表一 3 住民登録男女別人口

年 度	男	女	合 計	
36年 {	総 数	46,304,000	47,980,000	94,285,000
	日本人	(46,001,000)	(47,718,000)	(93,719,000)
37年 {	総 数	46,744,000	48,434,000	95,178,000
	日本人	(46,439,000)	(48,165,000)	(94,604,000)
38年 {	総 数	47,230,000	48,925,000	96,156,000
	日本人	(46,920,000)	(48,650,000)	(95,570,000)
39年 {	総 数	47,744,000	49,443,000	97,186,000
	日本人	(47,428,000)	(49,160,000)	(96,589,000)
40年 {	総 数	48,244,000	50,031,000	98,275,000
	日本人	(47,928,000)	(49,753,000)	(97,681,000)

総理府統計局全国年令別人口の推計による。

表一 5 第一審有罪被告人の男女比

平均年次	女子1人に対する男子の数	男女の比
明治15~19年	11.1	91.7—8.3
20~24	9.8	90.8—9.2
25~29	9.8	90.8—9.2
30~34	10.4	91.3—8.7
35~39	12.5	92.6—7.4
40~44	9.8	90.8—9.2
大正元~5	10.5	91.4—8.6
6~10	12.3	92.5—7.5
11~15	13.2	93—7.0
昭和2~6	16.2	94.2—5.8
9~13	19.8	95.2—4.8
14~18	17.4	94.6—5.4
26~30	32.3	99—1.0
31~35	32.7	99—1.0
36~40	28.1	97.4—2.6

表一 4 戦前、戦中の男女別第一審有罪被告人数(刑法犯のみ)

年 度	男	女
昭和9年	116,175	6,155
10年	115,870	5,792
11年	115,028	5,843
12年	105,938	4,945
13年	105,405	5,352
14年	99,056	5,769
15年	106,025	5,928
16年	109,615	6,372
17年	95,530	5,434
18年	118,558	6,864
(14~18年の5年間の平均)	(105,756)	(6,069)
21年3月~22年2月	146,880	5,619

女性犯罪と刑の量定(一)

団藤・「女性犯罪の一考察」——とくに戦争の影響について——, 犯罪と医学2号66頁第1表による。

1. 昭和6年までは木村・「婦人犯罪と婚姻及び家族制度」240頁及び小野・近藤・「女性犯罪現象の統計的観察」9~10頁による。
2. 昭和9~18年は表一4による。
3. 昭和26年以降は司法統計年報による。

この中、現実に死刑および自由刑(懲役と禁錮)の執行を受けた男女別数は、表一2の通りである(右の他に略式又は即決裁判において有罪判決を受ける者があり、この方が数の上では遙かに多いが、統計上男女比が正確に把握し難いこと、何といつても代表的な犯罪群は通常第一審事件であることを考えて、本稿では刑法犯通常第一審事件を対象とし、略式および即決事件は一応対象外とした)。

本稿では原則として昭和三六~四〇年の統計を基礎とするが、右に対応する年度のわが国の住民登録男女

別人口は、表一3の示す通り、各年次とも女子の人口の方が多いのであるから、女性の通常第一審有罪者ならびに受刑者は、男女の人口比にくらべて、極端に低いことが明らかである。しかも、これは、何れも最近の五年間に特有ではなく、戦前、戦中、戦後に共通である(表一4参照)。

また、やや遡つて男女犯罪人の比率

表一6 (イギリス) 1938年、1954~1962年の
10年間に於けるイングランドとウェールズで起訴しうる犯罪のため有罪宣告を受けた男女別人員(少年を含む)
(カッコ内は21歳以上の者の数)

年度	男	女	総計
1938	68,679 (32,179)	9,784 (6,717)	78,463 (38,896)
1954	92,003 (50,081)	14,368 (9,484)	106,371 (59,565)
1955	93,429 (49,496)	14,017 (9,356)	107,446 (58,852)
1956	101,954 (52,687)	13,920 (9,190)	115,874 (61,877)
1957	115,928 (57,120)	14,992 (9,672)	130,920 (66,792)
1958	129,334 (60,334)	17,380 (10,822)	146,714 (71,156)
1959	135,734 (64,464)	17,456 (10,963)	153,190 (75,427)
1960	143,865 (66,426)	19,617 (11,925)	163,482 (78,351)
1961	158,717 (72,916)	23,500 (14,157)	182,217 (87,073)
1962	176,067 (84,712)	27,708 (17,488)	203,775 (102,200)

Home Office, Criminal Statistics, England and Wales, 1962 による。

表一7 (イギリス) Assizes and Quarter Sessions において有罪宣告を受けた男女別人員および男女比

年度	総数	男	女	女子を1とした男子の比率
1959	29,601	28,552	1,049	27.2:1
1960	27,830	26,903	927	29.0:1
1961	31,283	30,175	1,108	27.2:1
1962	29,570	28,478	1,092	26.1:1
1963	22,267	21,359	908	23.5:1
1964	24,369	23,200	1,169	19.8:1
1965	26,864	25,586	1,278	20.0:1

Home Office, Criminal Statistics, England and Wales, 1959~1965 による。

を求める(但し昭和一八年までは刑法犯のみに関する第一審有罪被告人、昭和二六年以降は刑法犯通常第一審有罪被告人の数を標準とする)と、表一5の通りである。このように女性犯罪人の少ないことは、わが国に特殊な現象ではなく、程度の差こそあれ、諸外国とも共通である(表一6、13参照)。

以上の統計表にあらわれた男女別有罪者数の不均衡、女性犯罪の稀少性はまぎれもない事実であり、世界人口における男女の人口比を思う時、これはまことに際だつたことと云わなければならぬ。

このように女性犯罪の少ないことの理由については、これまで実にさまざまに論じられてきた。学説の概要については、すでに小野一近藤・木村・出射・三田各氏の前掲論文、ポラックの前掲書等に紹介されているし、本稿では、その究明を直

表一八(ドイツ) 重罪及び軽罪(道路交通違反の軽罪を除く)

(a) 男女別有罪総人員

年度	男子総数	女子総数	女子を1男 とした比率	総数に對 する女子 の%
1961	280,724	50,231	5.6:1	15.2%
1962	270,406	51,080	5.3:1	15.9
1963	259,855	49,413	5.3:1	16.0
1964	263,094	50,269	5.2:1	16.1
1965	244,191	46,963	5.2:1	16.1

(b) 21歳以上の男女別有罪人員

年度	男子	女子	女子を1男 とした比率	総数に對 する女子 の%
1961	206,599	42,936	4.8:1	17.2%
1962	202,751	43,832	4.6:1	17.8
1963	198,022	42,586	4.6:1	17.6
1964	202,331	43,637	4.6:1	17.7
1965	188,687	40,960	4.6:1	17.8

Bevölkerung und Kultur, Reihe 9, Rechtspflege, 1963, 1965年版による。

表一九(フランス) 重罪裁判所で有罪判決された男女別人員

年度	男子総数	女子総数	女子を1男 とした比率	総数に對 する女子 の%
1938	838	117	7.2:1	12.2%
1948	2,093	151	13.9:1	6.8
1950	1,798	159	11.3:1	8.9
1953	1,161	78	14.9:1	6.2
1956	952	105	9.1:1	9.9
1958	998	74	13.5:1	4.9
1959	900	65	13.8:1	6.9
1960	837	77	10.9:1	8.4
1961	874	60	14.6:1	6.5
1962	964	74	13.0:1	7.6
1963	1,202	86	14.0:1	6.6
1964	1,239	102	12.1:1	7.6

Compte général de l'Administration de la Justice criminelle et de la Justice civile et commerciale. Année 1961, 1964 による。

接の任務とはしてはいないので、詳細はこれを省略するが、諸説は、まず、大別して、犯罪統計にあらわれた男女の数量的差異を一応承認した上で女性犯罪の稀少性の理由を考慮する立場と、女性犯罪に関する犯罪統計の不正確さを分析して、すべての蓋然性において、男女とも同じ様に罪を犯すとする立場とがある⁽²⁰⁾。さらに、前者は、道徳的に女性の方が優れているという素朴な立場から、もつぱら、社会的な条件に重点をおくもの、生物学的(生理的・心理的)要因と社会的要因との相互作用であるとするもの⁽²³⁾、さらには、観点をかえて、量的差異を一応は認めながらも、女性犯罪の問題は、数量の点にはなく、両性の犯罪行為のパターンの質的差異および行為のこの異なつたタイプに関連する原因(causative factors)の中に見出されるとするもの⁽²⁴⁾、また、数量と質の問題を組み合わせて、婦人の体力的、生理的、感覺的な特徴における変化の少ない

表—10 (アメリカ) FBI 指紋記録に反映した
1940~1947年のアメリカに
おける逮捕者の性別分布

年次	合計	男子	女子	女子を1とした男女の比率
1940	609,013	557,063	51,950	10.7 : 1
1941	630,568	572,769	57,799	9.9 : 1
1942	585,988	515,635	70,353	7.3 : 1
1943	490,764	411,642	79,122	5.2 : 1
1944	488,979	405,379	83,600	4.8 : 1
1945	543,852	459,708	84,144	5.5 : 1
1946	645,431	576,689	68,742	8.4 : 1
1947	734,041	658,650	75,391	8.7 : 1

Pollak, op. cit., p. 64, Table 7 にもとづく。

こと、ことに女性の場合は、犯罪の代りに売淫が行なわれるからとするもの等(26)をあげることができる。いずれも一理はあるが、それぞれの指摘が十分ではなく、併行的ないしは統合的に理解されるべきものと思う(26)。

リール Leale のように「すべての蓋然性において男性も女性も同じように罪を犯す」とするのは極端としても、女性犯罪に関する統計については、男子の犯罪統計(27)とは同じ標準では考えられない程、過少にあらわされているということが指摘され、そこに「女性犯罪の仮面性」ということも云われることになる(28)。このことは、女性特有の犯罪の一つといわれる墮胎罪の暗数の高いことを考えると、一応正当な指摘(29)のように思われる。わが国においては実質的にはその大部分が墮胎罪を構成するであろう人工妊娠中絶は、厚生白書によれば、優生保護法の適用ありとして

届出のあつたものだけで、昭和三七年においては約九七万五〇〇〇件、同三八年には約九五万五〇〇〇件である。これに對して、暗数を含めると、ほぼ届出数の倍と云われる。かつてドイツのマイヤーは、墮胎罪の暗数を一対一〇〇と見たくらいである(30)。優生保護法のような墮胎についての広汎な正当化規定をもたないドイツの墮胎罪とわが国のそれは同一に論ずることはできないし、優生保護法の適用じたい、かなりルーズに認められているから、わが国では、人工妊娠中絶の暗数は一対一〇〇とまではいかないにしても、巷間伝えられる一対一程度に止まらず、もう少しこれを上まわるのではなからうか。しかし、何れにしても昭和二七~四〇年に墮胎罪の第一審有罪男女別人員は表—14の通りである。表—15、16と比較していかに減少したかを知ることができると同時に極端な実数との距離を感じるであろう。これは比較的最近のドイツにおけ

おける第一審有罪判決を受けた者の罪名別男女別人員

犯 罪 名	性別	1956	1957	1958	1960	1961
18 個人の自由に対する罪	男	204	189	199	278	243
	女	31	24	14	19	25
19 生命に対する罪	男	27	25	30	25	27
	女	2	3	10	3	4
嬰 児 殺 (290)	男	—	—	—	—	—
	女	—	—	2	—	—
20 暴 行 罪	男	3,455	3,675	3,748	4,174	3,938
	女	611	607	550	556	492
21 過失致死罪又は過失傷害罪	男	103	86	74	83	75
	女	8	8	2	8	4
22 窃盗罪及び耕野地犯罪(畑泥棒)	男	7,476	8,101	8,468	8,071	8,371
	女	1,383	1,410	1,506	1,643	1,847
23 恐 喝 及 び 強 要 罪	男	26	26	26	28	49
	女	1	2	2	—	4
24 横 領 罪	男	1,800	1,706	1,683	1,485	1,337
	女	184	197	171	258	300
25 詐 欺 罪	男	536	506	565	521	457
	女	69	105	95	109	88
26 債権者又は権利者の権利侵害	男	9	17	16	15	16
	女	2	—	—	—	1
27 器 物 損 壊 又 は 毀 損	男	1,164	1,230	1,264	1,394	1,541
	女	114	104	106	101	104
28 瀆 職 罪	男	50	48	30	42	47
	女	1	1	—	2	—
29 航 海 中 の 犯 罪	男	22	34	40	22	14
	女	—	—	—	—	—
30 犯 罪 庇 護	男	1,144	1,116	1,103	1,101	1,084
	女	174	155	182	152	138
31 公共の秩序に関する違警罪	男	91	77	95	88	51
	女	9	9	9	7	5
計	男	21,609	22,197	22,883	23,320	22,878
	女	3,749	3,779	3,704	3,881	3,867

女性犯罪と刑の量定 (一)

表—11(オランダ) 1956~1961年(但し1959年欠)の5年間に

女性犯罪と刑の量定 (一)

犯 罪 名	性別	1956	1957	1958	1960	1961
1 戦時中の不適法な失踪	男女	— 1	—	—	—	—
2 国家の安全に対する罪	男女	2 —	—	2 1	—	—
3 王室の尊厳に対する罪	男女	6 1	5 —	1 —	2 —	1 —
4 親交国の元首及び代表者に対する罪	男女	— —	— —	— —	— —	— —
5 国の義務及び権利の行使に関する罪	男女	— —	— —	— —	— —	— —
6 公共の秩序に対する罪	男女	369 29	385 45	482 37	553 18	590 22
7 人及び物の一般的な安全を危険にする罪	男女	167 15	104 20	116 9	133 12	88 7
8 国家権力に対する罪	男女	732 59	786 56	752 44	809 59	858 52
9 偽 証 罪	男女	46 17	24 23	37 16	34 17	41 16
10 通 貨 偽 造 罪	男女	— —	— —	— —	1 —	4 —
11 印章・記号並びに印紙偽造罪	男女	3 —	3 3	8 —	— 1	3 —
12 文 書 偽 造 罪	男女	633 146	516 161	650 169	762 176	524 141
13 身 分 に 対 す る 罪	男女	6 2	3 —	2 1	2 1	— —
14 風 俗 に 対 す る 罪	男女	2,606 184	2,520 136	2,581 137	2,734 136	2,720 101
15 要 保 護 者 遺 棄	男女	42 6	46 4	44 5	51 —	43 4
16 名 誉 毀 損 罪	男女	890 700	969 706	870 638	912 603	756 512
17 秘 密 を 侵 す 罪	男女	— —	— —	— —	— —	— —

一五

(八八七)

Centraal Bureau Voor De Statistiek. Criminele statistiek, 1956~1961(欠 1959)による。

表—12(スウェーデン) 1937~1942年スウェーデンの重罪に対する男女別有罪人員、男女比

年次	男子	指数	女子	指数	女子を1とした男女の比率
1937	(人) 5,559	100	(人) 498	100	11.2:1
1938	5,985	108	533	107	11.2:1
1939	6,847	123	510	102	13.4:1
1940	6,779	122	658	132	10.3:1
1941	8,510	154	1,114	224	7.6:1
1942	10,986	198	1,559	313	7.0:1

Pollak, op. cit., p. 68, Table 11 にもとづく。表に明らかなように、1937年の指数を100とすると、1941年の男子は154、1942年の男子は198にとどまるのに対して女子は224、313とはるかに大きな指数を示しているのが注目される。なおポラックの表は Sveriges Officiella Statistik Rättsväsen, Brottsligheten. Av. Statistiska Centralbyrån, 1937~42 によつたとある。

表—13(デンマーク) 1937~1943年デンマークにおける刑事犯に対する男女別有罪人員、男女比

年次	男子	指数	女子	指数	女子を1とした男女の比率
1937	(人) 5,614	100	(人) 520	100	10.8:1
1938	5,426	97	576	111	9.4:1
1939	5,366	96	548	105	9.8:1
1940	5,646	101	654	126	8.6:1
1941	7,986	142	1,069	206	7.5:1
1942	10,767	192	1,698	326	6.3:1
1943	12,011	214	2,097	403	5.7:1

Pollak, op. cit., p. 68, Table 12 にもとづく。ポラックの表は Danmarks Statistik, Statistiske Meddelelser Kriminal Statistik, København. 1933~43 によつたとある。ここでも41年以後の女子の飛躍的増加が注目される。

表-14 墮胎罪第一審有罪人員

年次	合計	男子	女子
昭和27年	15	11	4
28	7	5	2
29	7	5	2
30	5	4	1
31	4	1	3
32	5	4	1
33	4	1	3
34	2	2	—
35	1	1	—
36	3	2	1
37	—	—	—
38	7	5	2
39	3	3	—
40	1	1	—

司法統計年報昭和27~40年による。

表-15 墮胎罪第一審有罪人員

年次	合計	男子	女子
大正7~13年 (平均)	334	74	260
昭和7~11年 (平均)	209		
昭和20.9~ 21.8	42	男女別不詳	
21.3~ 22.2	35	18	17

1. 大正7~13年の統計は小野・前掲書21頁第5表による。
2. 昭和のものは団藤・「戦後の犯罪現象(-)」法協65巻2号44頁第8表と同・「女性犯罪の一考察」とくに戦争の影響について」69頁第3表による。

る墮胎罪の有罪判決数(表-17)と比較するとき、なおその印象が強く、わが国における墮胎罪の存在理由と優生保護法の意義を再考すべき必要を痛感させられる。ともあれ、その意味では、わが国における墮胎罪の暗数はマイヤーの指数とも比較できないほど長大なものであり、また、その実数を計上するならば、女性犯罪は一挙にその数量を加えて、「女性犯罪の稀少性」は全く根拠を失うことになるであろう。

ただ、墮胎は、今日では懐胎の婦女(刑法二二二条)自身だけで、ないしは産婆、助産婦といった女性の共犯を得て犯される、というよりは、産婦人科医(その多くは男子)の手により行なわれる場合の方が圧倒的多数と思われるから、墮胎罪の暗数は女性だけのものとも云えないが、医師等は、業として繰り返し行なう場合が多いから、男子の実数は女子のそれを遙かに下まわることにはなる。このように、墮胎罪だけをとりあげても、女性犯罪については統計上示される数値が実数を過少にあらわすとの指摘は、一応否定できないもののように思われる。又女子は裁判上寛大に取扱われることについての指摘

表-16 墮胎罪の罰条別第一審有罪人員

(明治42~昭和15年)

年次	婦女墮胎 212条	囑託墮胎 213条前段	囑託墮胎 致死傷 213条後段	業務上墮胎 214条	合計
明治42年	324	162	18	31	535
43	435	206	15	24	680
44	367	187	9	31	594
45	383	201	10	40	634
大正2	386	209	16	41	652
3	345	222	10	26	603
4	342	150	10	30	532
5	358	144	10	29	541
6	338	178	2	27	545
7	382	153	5	20	560
8	240	131	0	24	395
9	196	94	1	13	304
10	205	110	5	17	337
11	169	92	2	22	285
12	141	82	3	29	255
13	146	53	4	13	216
14	106	51	0	14	171
15	319	95	3	28	445
昭和2	198	70	0	39	307
3	124	57	2	8	191
4	93	59	2	15	169
5	97	60	4	17	178
6	126	78	8	11	223
7	52	51	4	12	119
8	56	64	6	17	143
9	169	84	1	25	279
10	112	99	8	28	247
11	145	67	5	34	251
12	74	35	2	15	126
13	56	26	4	17	103
14	129	41	0	18	188
15	65	32	2	20	119

女性犯罪と刑の量定(二)

「量刑の変遷に関する統計」刑事裁判資料第59号81~84頁による。

表一17 ドイツにおける最近6年間の墮胎罪有罪人員

(1960~1965)

女性犯罪と刑の量定(一)

罪名	年次	総 数		21 歳 以 上		18 歳 以 上 21 歳 未 満		14 歳 以 上 18 歳 未 満	
		終 局 総 人員	有 罪 人員	終 局 総 人員	有 罪 人員	終 局 総 人員	有 罪 人員	終 局 総 人員	有 罪 人員
(a) 自己 墮胎 218条 1項	1960	843	761	637	585	151	129	55	47
	1961	903	824	644	590	197	181	62	53
	1962	700	629	476	430	182	161	42	38
	1963	687	625	475	434	165	150	47	41
	1964	556	483	393	340	124	110	39	33
	1965	435	382	319	285	79	67	37	30
(b) 他人 による 墮胎 218条 3項 (\) 内は 女子	1960	1,225 (495)	994 (397)	1,193 (484)	964 (386)	30 (9)	28 (9)	2 (2)	2 (2)
	1961	1,214 (527)	1,030 (453)	1,140 (496)	969 (430)	71 (28)	59 (21)	3 (3)	2 (2)
	1962	1,107 (448)	915 (377)	1,046 (422)	860 (353)	51 (21)	46 (20)	10 (5)	9 (4)
	1963	1,030 (417)	884 (366)	978 (393)	841 (345)	49 (21)	40 (18)	3 (3)	3 (3)
	1964	837 (363)	689 (312)	776 (337)	640 (290)	56 (23)	45 (19)	5 (3)	4 (3)
	1965	695 (274)	558 (232)	660 (260)	528 (220)	28 (10)	25 (9)	7 (4)	5 (3)
墮胎 罪総 数 (a+b) (\) 内は 女子	1960	2,068 (1,338)	1,755 (1,158)	1,830 (1,121)	1,549 (971)	181 (160)	157 (138)	57 (57)	49 (49)
	1961	2,117 (1,430)	1,854 (1,277)	1,784 (1,140)	1,559 (1,020)	268 (225)	240 (202)	65 (65)	55 (55)
	1962	1,807 (1,148)	1,544 (1,006)	1,522 (898)	1,290 (783)	233 (203)	207 (181)	52 (47)	47 (42)
	1963	1,717 (1,104)	1,509 (1,001)	1,453 (868)	1,275 (779)	214 (186)	190 (168)	50 (50)	44 (44)
	1964	1,393 (919)	1,172 (795)	1,169 (730)	980 (630)	180 (147)	155 (129)	44 (42)	37 (36)
1965	1,130 (709)	940 (614)	979 (579)	813 (505)	107 (89)	92 (76)	44 (41)	35 (33)	

Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland, 1960~1965 及び Bevölkerung und Kultur, Reihe 9, Rechtspflege, 1960~1965 による。

表一19 1896~1900年フランス
 軽罪裁判所における無罪
 言渡の%

年 令	男	女
16 歳 以下	57	58
16 ~ 21 歳	6	9
21 歳 以上	5	7

小野・近藤・前掲論文 25 頁による。

表一18 1881~1890年フランス
 陪審裁判所における無罪
 言渡の%

年次平均	男	女
1881~1885	25	45
1886~1890	25	47
1891~1895	26	50
1896~1900	28	52

小野・近藤・前掲論文 25 頁による。

女性犯罪と刑の量定(一)

表一20 男女別酌量減輕率

年 次	a 刑法犯有罪総人員		b 酌量減輕人員		bのaに対する%	
	男	女	男	女	男	女
大正 7 年	107,076 ^人	8,617 ^人	1,046 ^人	455 ^人	0.98%	5.28%
8	101,415	7,987	845	486	0.83	5.86
9	85,356	6,571	430	291	0.50	4.43
10	74,518	5,948	288	268	0.39	4.51
11	74,102	6,230	449	315	0.61	5.06
12	77,787	6,096	770	311	0.99	5.10
大正 7~12 年 6 年間平均	86,709	6,908	638	354	0.72	5.04

小野・近藤・前掲論文 26 頁による。

も多く見られる。例えばダローは、陪審員が女性に寛大でなかなかに有罪にしないために女性犯罪が少ないのだと主張し、ボンガールはフランスにおける無罪言渡率を表示してこれを実証的に説明している(表一18、19 参照)。

統計上は、わが国の裁判所においてもまた戦前・戦後を問わず、女性は寛大に取扱われているということになる。まず、やや古く、大正七年一二年の六年間における刑法犯有罪総人員に対する酌量減輕人員の男女別比率を表示すると表一20の通りである。

これに対し最近の男女別起訴率、起訴猶予率、刑の執行猶予率は表21、23の通りである⁽³³⁾。

ただ、このような統計数値は、形式的にこれを操作することを慎むべきである

表-21 検察庁における刑法犯既済事件の男女別起訴率
および起訴猶予率

(昭和36~40年)

女性犯罪と刑の量定(一)

年次	起訴・不起訴総数		起訴率(%)		起訴猶予率(%)		その他の不起訴率(%)	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
昭和36年	467,691	28,382	60.8	24.4	30.5	65.2	8.7	10.4
37	454,447	28,248	63.5	25.4	27.7	64.7	8.9	9.9
38	454,248	29,433	63.1	25.7	29.1	66.4	7.8	7.9
39	537,580	34,036	63.7	26.7	28.7	65.3	7.6	8.0
40	560,579	32,482	67.1	33.8	26.1	58.2	6.8	8.0

1. 検察統計年報昭和36~40年による。
2. 準刑法犯を含む。
3. 性別不詳, 中止, 家庭裁判所送致および移送を除く。

表-22 刑法犯通常第一審懲役・禁錮言渡男女別総人員,
執行猶予人員と執行猶予率

(昭和36~40年)

年次	A 懲役・禁錮総数		B 懲役・禁錮総数のうち執行猶予		比率($\frac{B}{A} \times 100$)	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
昭和36年	72,470	2,642	35,435	1,827	48.9	69.1
37	70,007	2,697	35,439	1,871	50.6	69.4
38	65,414	2,282	31,537	1,579	48.2	69.2
39	63,275	2,258	31,121	1,586	49.2	70.2
40	68,038	2,422	34,211	1,703	50.2	70.3

司法統計年報昭和36~40年による。

表-23 刑法犯通常第一審懲役言渡男女別総人員,
執行猶予人員と執行猶予率

(昭和36~40年)

二二
(八九三)

年次	A 懲役総数		B 総数のうち執行猶予		比率($\frac{B}{A} \times 100$)	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
昭和36年	69,700	2,635	33,392	1,820	47.9	68.7
37	65,845	2,585	31,274	1,854	47.5	71.7
38	61,214	2,267	28,550	1,565	46.6	69.0
39	58,262	2,234	27,501	1,564	47.2	70.0
40	61,586	2,366	29,638	1,655	48.1	69.9
5年間の平均	63,321	2,417	30,071	1,692	47.5	69.9

司法統計年報昭和36~40年による。

表—24 主要罪名別刑法犯の発生、検挙件数と検挙率と検挙人員

(昭和41年)

罪 名	発生件数 (実数)	%	検挙件数	検挙率 %	検挙人員 (実数)	%
刑 法 犯 総 数	1,590,681	100.0	1,051,608	66.1	740,055	100.0
窃 盗	1,001,412	63.0	484,549	48.4	184,432	24.9
単 純 強 盗	2,009	0.1	1,643	81.8	1,824	0.2
強盗致死傷同強姦	1,549	0.1	1,298	83.8	1,975	0.3
詐 欺	70,226	4.4	63,688	90.7	22,075	3.0
恐 喝	27,454	1.7	24,419	88.9	18,968	2.6
横 領	13,180	0.8	12,668	96.1	8,012	1.1
殺 人	2,198	0.1	2,124	96.6	2,278	0.3
傷 害・同 致 死	59,080	3.7	55,424	93.8	74,222	10.0
暴 行	41,132	2.6	39,169	95.2	45,352	6.1
強姦・同 致 死 傷	6,583	0.4	6,258	95.1	8,210	1.1
放 火	1,421	0.1	1,225	86.2	700	0.1
業務上過失致死傷	298,590	18.8	297,146	99.5	308,731	41.7
そ の 他	65,847	4.2	61,997	94.2	63,276	8.6

女性犯罪と刑の量定(一)

昭和42年版犯罪白書 18 頁 I—8 表による。

う。というのは、後述の実例からも窺われるように、男女の犯罪はその性格的・体力的な差異から自から動機、犯行手段、犯行の様式を異にし、客観的に見ても女性犯罪の場合、情状酌量の余地のある場合が多いからである。また再三ふれたように、女性犯罪の統計数値が過少にあらわれること、暗数の高いことは、ポラツクのいうような女性の欺瞞性もさることながら、女性犯罪の中で多数、かつ重要な地位を占めるであろうと考えられる墮胎が、性質上秘密裡に行なわれるものであるうえ、人口政策的見地からも、戦後は極めてルーズに取り扱われていることを無視できないであろう。その他、暗数の高いものとしてよく売春と万引があげられるが、前者については処罰の対象が限定されていること、後者については、単に女子のみならず、男子についても窃盗の検挙率は一般にそう高くなく(窃盗の検挙率は四八・四％で財産罪中最低、表—24参照)、女子なるが故にとくに巧妙に法網をくぐるとの非難は当らず、せいぜい僅かな程度の差にすぎないのではな

かろうか。

- (16) 例えは小野清一郎・近藤英明、「女性犯罪現象の統計的觀察」法学協會雜誌四五卷六号二頁(通卷一〇一〇頁)以下(昭和二年六月)、木村龜一・婦人犯罪と婚姻及び家族制度」刑事政策の基礎理論二四三頁(昭和十七年)、三田庸子・婦人と犯罪」法律學体系法學理論篇137七頁以下(昭和十五年)、小野清一郎・「本邦犯罪現象の認識」犯罪學的研究」一二頁以下と二三頁(昭和十六年)、出射・「女性犯罪の原因と分析」女性犯罪」日本社會の病理解剖の二七頁以下(昭和十七年) Querlet, *Sociale Physik*, II. (1921), S. 295 (小野・近藤・前掲論文二頁以下) Donald R. Telf & Ralph W. England, *Criminology*, 4th ed., 1964, pp. 94, 52, etc. Edwin H. Sutherland & Donald R. Cressey, *Principles of Criminology*, 6th ed., 1960, pp. 99-100 (平野龍一・所一參照「犯罪の原因(刑事學原論I)」九〇頁以下) Otto Pollak, *The Criminality of Women*, 1950, p. XV (広瀬勝世訳「女性の犯罪」(昭和十五年) 緒論) など、ボラックは「イント(初版)」「サザラント(三版)の他」Walter C. Reckless, *Criminal Behavior*, p. 96 をあげていふほか、最後に and many others とく加えていふ (op. cit., XX, Notes 1)。
- なお、わが国における女性犯罪に関する研究としては右記のほかややく古く寺田精一・「婦人と犯罪」(昭和六年)があるが、この分野での画期的研究としては広瀬勝世(前記近喰姓) 医学博士の「女子受刑者の精神醫學的研究」精神神經學雜誌五四卷五号四七頁以下(一九五二年一月)、同・「女子殺人者の精神醫學的研究」精神神經學雜誌六〇卷一二号六四頁以下(一九五八年)を注目しなければならぬ。
- (17) Pollak, op. cit., pp. 8, 151, 161, etc. (広瀬訳・一六三頁、一七四頁等)。
- (18) ややく古く資料として G. Aachafenburg, *Das Verbrechen und seine Bekämpfung*, 1933, 3. Aufl., S. 186f., Haeker, *Internationale Kriminalstatistik*, "Monatschrift für Kriminalpsychologie, 22. Jahrg. 1931, S. 274, Roessner, "Familienstand," *Handwörterbuch*, I, 593, Lombroso, *Crime: Its Causes and Remedies*, 1911, p. 184, William A. Bonger, *Criminality and Economic Conditions*, 1916, p. 466 所掲の統計が有名であるが、これらは木村・前掲論文二三九頁以下、小野・近藤・前掲論文一四頁以下、三田・前掲書七頁で紹介されているので、これを参照されたい。本稿は比較的最近の資料に基づき作成した英・独・仏・蘭の統計表、表6-9ならびに表11と、ボラックの前掲書によつて知りえた表10、12、13を参考に供する。
- (19) 小野・近藤・前掲論文二〇頁以下、木村・前掲論文二四三頁以下、出射・前掲論文二七頁以下、三田・前掲書九頁、Pollak, op. cit., pp. XVI-XIX (広瀬訳・緒論)
- (20) 後説をみるために H. Leale, "De la Criminalité des Sexes," *Archives D'anthropologie Criminelle*, XXV (1910), pp. 415, 421 が、表としてあげられるが、本稿はボラックの前掲書に引用されてゐた。Pollak, op. cit., XVIII, XXI (広瀬訳・緒論 四、五頁)
- (21) 例えは Louis Proal, *Le Crime et la Peine*, 1892, p. 61, J. Bely, "Female Delinquency," *Arch. Med. leg. Argent.*, XII (1942), pp. 3-20, etc. などあげていふ。
- (22) 同じくボラックの「イント」の立場をみるために Ely van de Warcker, "The Relations of Women to Crime," *The Popular Science*

Monthly, VIII (1875-76), 5, Clarence Darrow, Crime: Its Causes and Treatment, 1922, p. 72, T. E. Sullenger, "Female Criminality in Omaha," Journal of Criminal Law and Criminology, XXVII (1936-37), p. 706, Napoleone Colajanni, La Sociologia Criminale, II, 1889, pp. 91 ff., Dora Melegari, "La Femme Criminelle en Italie," Le Correspondant CCX (1903), p. 532, Cornelis Loosjes, Bijdrage Tot De Studie Van De Criminaliteit Der Vrouw ("女性の犯罪性に関する研究の報告"), 1894, p. 61, Jean Finot, Prêjugé et Problème des Sexes, 1912, p. 301, Etienne de Greeff, Introduction à la Criminologie, 1937, p. 103, L. Radzwinowicz, "Variability of the Sex-Ratio of Criminality," The Sociological Review, XXIX (1937), pp. 76-102.

- (23) 例へば Luke Owen Pike, A History of Crime in England, II, 1876, p. 527, Georg Buschan, Geschlecht und Verbrechen, 3. Aufl., S. 37, Pauline Tarnowsky, Les Femmes Homicides, 1908, pp. 95, 101 ff., Johanna C. Hudig, De Criminaliteit Der Vrouw, 1940, pp. 255-258, etc.
- (24) Hans Gross, Kriminalpsychologie, 2. Aufl., 1905, S. 474, Karl Birnbaum, Die Psychopathischen Verbrecher, 1914, S. 318, Friedrich Leppmann, "Weibliche Generationsphasen und Kriminalität," Archiv für Frauenkunde und Konstitutionsforschung, XIV (1928), S. 292-321.
- (25) ロン・ローンが女子の売淫を男子の犯罪と同価値のものと考えたことは周知の事である。Cf., Cesare Lombroso, Le Crime Causes et Remèdes, 2e éd., 1907, p. 228 (Crime: Its Causes and Remedies, 1911, p. 185). また「ホラックによれば」近時「リチモノロ」が売淫の平衡的効果として「ロン・ローンの見解をへり返して主張」した事がある。Pollak, op. cit., XIX, cf., Alfredo Niceforo, Criminologia Ambiente e Delinquenza, 1943, p. 709.

(26) わが国における主張は概ね各種の要因を併行的に考慮する。例へば、小野・近藤・前掲書二〇頁以下は「第一に婦人の体質、性格から来る原因(生物学的要因)」、「第二に婦人の社会上の地位の關係」(社会的要因)、「第三に社会の婦人に対する態度」(社会的要因)をあげ、木村亀二博士は婦人犯罪の男子犯に対する比率が小であることの理由についての代表的な説明として女子にあつては犯罪の代りに売淫が行なわれるからであるとするロン・ローン説、女子が社会的従属的地位にあつて消極的役割を営むためであるとしたケトラー説(コラヤンニー、ホエーゲルも同旨)、女子の心理的側面から婦人犯罪の稀少性を説明しようとするロッシン・ヘンズ説(vgl. Koppentz, Die Kriminalität der Frau im Kriege, 1926, S. 6)の三説をあげ、「つづられたとしても、私は、右の三箇の学説に依つて指摘せられた要素が並行的意義に於て女子犯罪の稀少性を決定している」と解するのが妥当であらうと思ふ」とされる(木村・前掲論文二四三-二四五頁)。また三田女史は女子の犯罪制約の要因として「第一に女子の社会活動範圍が狭いこと(社会的要因)」、「第二に女子の体質(生物学的要因)」、「第三に(男子の犯罪において)顕著な動機をなす飲酒が、女子には極めて少ないこと、(男子は)一般に性的に禁慾をなし易いこと、(女子には)母性愛があり、たまたま子故の犯罪もあり得るが、概して犯罪を制約する面が多いことなどをあげられる(三田・前掲書九一-一一頁)。

小野博士は「本邦犯罪現象の認識」において、「女性犯罪の僅少である原因は、何よりも其の生物学的、即ち生理的・心理的基礎条件にあるであらう。……(中略)しかし女性犯罪の僅少は単に生物学的な条件に因るのではない。婦女の社会的地位、特に其の家庭生活を主とする点が

考へられなければならない(このこと自体その生理的な性質に因るのであるが)。なほ女性の道徳性が男性に優るといふことも説かれてゐるが、これは必ずしも一般的に肯定することは出来ない。しかし万事慎み深く教養されてゐることが犯罪の少い一つの原因であらう」として生物学的基礎条件を主とし、社会的条件を従的に考慮されるが、社会的条件の中でもとくに、「我が邦において特に女性犯罪の僅少であることは日本女性の伝統的教育に原因するであらう」と教育面を重視する。さらに吉益脩夫博士は犯罪心理学の立場から、生物学的、心理的要素に重点をおき、女性の本来の生活使命は子を産み、育てることであり、男性のそれは、家族の生活を維持し、国民の生活権を擁護するために闘うことである。従つて、おのずから女子には忍耐と献身の特性、男子には活動と要求の特性が生れる。このような女子の受動性、男子の能動性という、生物学的な特性に女性犯罪の稀少性が求められるとする(「犯罪心理学」一三三頁)。

以上の諸説は何れも何らかの意味で生物学的条件を考慮するものであるが、これらの間にあつて出射検査は「男性であり、女性であること自体は、何ら犯罪の原因の説明にはならない。女性の生物学的又は心理的特長は、犯罪の態様の説明には役立つが、女性なるが故に生物学的に違法行為をする比率が男性より少ない」ということは理由の説明にならないではあるまいか」と否定的であり、広瀬博士も「女子における犯罪の発現頻度が男性に比して少いことから、男女における犯罪性の性差異については種々な角度から論ぜられているが、…犯罪性には性差異は特になく、女子は社会的地位が男性と異なるために犯罪に陥る機会がすくないのである」という結論が正しいようである」とされる(前掲、「女子殺人者の精神医学的研究」六四頁)の注目される。

(27) そもそも犯罪統計は「おそろくすべての統計の中でも最もあてにならない。また解りにくいものである」とされる。サザランド・クレツシー著、平野龍一・所一彦訳「犯罪の原因」二二頁。

(28) Pollak, op. cit., p. 1. 出射・前掲書五三頁。

(29) ポラックは、女子が非常に頻繁に犯すもので、起訴されない、というより、どちらかというが発覚しないで済む犯罪の二つの型として墮胎とギャンブル内の万引とをあげている。Pollak, op. cit., p. 153. (広瀬訳・一六五頁)

(30) Meyer, Die unbestraften Verbrechen, 1941 (KrimAbh. Heft 47), S. 20 ff.

(31) この点を極端に強調したのは前注(19)に引用のリーネであるが、リーネほど極端に走らず、犯罪統計は男性と女性の犯罪を同じように比較するものではないと主張してゐるものとして Frances A. Kellor, Experimental Sociology, 1901, p. 159, William A. Bonger, Criminality and Economic Conditions, 1916, p. 472, Clarence Darrow, Crime: Its Causes and Treatment, 1922, p. 72, Maurice Parmelee, Criminology, 1918, pp. 245-246, Arthur Evans Wood and John Barker Waite, Crime and its Treatment, 1941, p. 238, Johanna C. Hudig, De Criminaliteit Der Vrouw, 1940, p. 255, Pollak, op. cit., p. 161, etc. をあげておきたい。

(32) Darrow, op. cit., p. 72.

(33) もっとも執行猶予率は懲役刑と禁錮刑の間にかかなりの差があることに注意しなければならぬであらう。昭和四〇年司法統計年報によれば

35 年				昭 和 40 年			
女 子	%	男子100 に対する 割合	男 子	%	女 子	%	男子100 に対する 割合
2,807	100.0	3.5	70,954	100.0	2,517	100.0	3.5
149	5.9	12.9	1,054	1.5	137	6.0	13.0
9		225.0	3		12		400.0
8		20.5	26		2		7.7
3	0.1	0.3	674	0.9	2	0.1	0.3
64	2.3	15.8	326	0.5	39	1.5	12.0
5	0.2	1.0	597	0.8	5	0.2	0.8
60	2.1	0.9	6,328	8.9	39	1.5	0.6
1	0.0	0.3	288	0.4	2	0.1	0.7
45	1.6	0.8	5,197	7.3	45	1.8	0.9
1,602	57.1	4.2	26,023	36.3	1,276	50.7	4.9
174	6.2	5.7	1,258	1.8	69	2.7	5.5
417	14.1	5.2	6,164	8.7	425	16.9	6.9
84	3.0	1.0	2,153	3.0	80	3.2	3.7
9	0.3	3.8	61	0.1	1	0.0	1.6
24	0.9	66.7	47	0.1	71	2.8	151.1
11	0.4	4.4	409	0.6	24	1	5.9

女性犯罪と刑の量定(一)

二六 (八九八)

ば、昭和三五、三七、三九、四〇年の四カ年の平均において刑法犯の有罪人員に對する執行猶予率は四七・八%、特別法犯の場合は三八・四%であるが、懲役刑に對するのみ見ると刑法犯は四八・一%、特別法犯七三% (平均五〇%強) である。ところが禁錮刑の場合、刑法犯は七一・四%、特別法犯九三・五% (平均七二%強) と率はぐつと高く、罰金刑に至つては刑法犯が六・三%、特別法犯三%と罰金刑で執行猶予を受けた人員は僅かに四%弱と少なくて少ない (x x i i 表 8 参照)。そこで刑の執行猶予率の男女比を見るには懲役刑のみに限定した方がよりの確といえよう。表 23 はその意図の下に作つたものである。

二 わが国における刑法犯通常第一審事件の罪名、および男女別有罪人員数を見ると、かなり顯著な特徴がみとめられる。³⁴⁾ 試みに女性の割合が最も低かつた昭和三三年、やや上昇を示している昭和三五年、それに最近の昭和四〇

表—25 男女別刑法犯通常

罪 名 等	昭 和 33 年					昭 和	
	男 子	%	女 子	%	男子100 に対する 女子割合	男 子	%
刑 法 犯 総 数	85,851	100.0	2,695	100.0	3.1	81,016	100.0
普 通 殺	1,190	1.4	165	6.4	13.0	1,152	1.5
嬰 児 殺	2		4		100.0	4	
尊 属 殺	43		4		9.3	39	
強 盗	1,409	1.6	3	0.1	0.2	948	1.2
放 火	413	0.5	75	2.8	18.2	406	0.5
暴 行	550	0.6	6	0.2	1.1	505	0.6
傷 害	6,796	7.9	69	2.6	1.0	6,854	8.5
脅 迫	904	1.1	3	0.1	0.3	296	0.4
恐 喝	4,951	5.8	15	0.6	0.3	5,362	6.6
窃 盗	44,387	51.7	1,509	55.6	3.4	38,385	47.4
贓 物	2,813	3.3	174	6.5	6.2	3,029	3.7
詐 欺	9,375	10.9	438	16.3	4.7	7,979	9.8
横 領	3,471	4.1	60	2.2	1.7	8,083	10.0
賭 博	284	0.3	18	0.7	6.3	236	0.3
公 然 猥 褻	24	0.0	18	0.7	75.0	36	0.0
猥 褻 文 書 頒 布 等	141	1.7	11	0.4	7.8	250	0.3

昭和 33, 35, 40 年司法統計年報による。

年の三年を選び、表示すると、表—25の通りである。

すなわち、この表によると、近年とくに公然猥褻罪（各種ショー関係のものと考えられる）が増加したことが目立つ（もつともこの種の統計数値の変動は、その方面の取締りの寛厳に影響されることが大いごとくに注意する必要があるろう）ほか、窃盗罪が主位を占めていることは常識として諒解されても、男子においては六・七位以下、比率において全体の一・五％前後にとどまる殺人罪が、女子の場合どの年も窃盗、詐欺に次ぐ第三位にランクされ、その総数に対する比率も五・六％にも上ることが注意を惹くのである。つまり、女性犯罪においては、相対的に殺人犯の多いことが女性犯罪の一特徴ともいえる

女性犯罪と刑の量定（二）

のである。⁽³⁵⁾それは、女子の場合、一方では温和な性質と体力的に非力であるところから、暴力的犯行に出ることは少ないが、隠忍自重を重ねながら、感情的な起伏の大きいこと、視野の狭さといった女子に共通の生物学的・心理学的特性から、ギリギリ決着のところまで追いこまれたとき、激情のおもむくまま、短絡衝動的に極端な行為に走ることになりがちなこと⁽³⁶⁾、また、女性の殺人手段として毒殺が好んで使用されることについては、多くの論稿の指摘するところである（もつとも毒殺は実際にはそれほど多くはない）が、毒殺によつて代表されるように、殺人は必ずしも体力を必要としないことなどの理由によるのであろう。右のような意味で、殺人罪は女性犯罪において特別な位置づけが与えられることに注目しなければならない。右の点を考慮し、以下においては、女性殺人犯をさらにいくつかの類型にわけ、前述の資料にもとづいてその量刑を中心にその実態を分析することとする。

(34) この特徴も戦前と戦後では様相を異にすることが注目される。例えば大正一四年における刑法犯第一審の女子の有罪人員は賭博(四、四六四)、失火(一、〇六二)、窃盗(二一七)、殺人(一五五)、墮胎(二二九)、傷害(一〇二)、詐欺(一〇二)の順であり、昭和一〇年もほぼこれに似て賭博(四、〇五七)、失火(五七二)、窃盗(二四二)、墮胎(二七〇)の順であった。終戦直後の昭和二二年三月―二二年二月の統計でも依然として賭博は女性犯罪の王座にあつて譲らなかつた(二、五九六)が、窃盗が大躍進をとりあげ第二位(一、六七三)となり、失火(四七〇)、詐欺(三二二)、殺人(一四七)と続き、長い間上位にランクされていた墮胎は一七名で一二位に下つている。これらはまことにその時々⁽³⁷⁾の社会的条件との関連において理解されることであり、その意味で、また、その限りでサザランド(前掲書訳本九一頁)、出射検事等の主張も正鵠をえているといわなければならないが、私はやはり、それだけに女性犯罪の特徴を求めようとは考えない。このような女性犯罪の消長のあとを辿り、その原因を分析することも重要なことであるが、さしあたり、本稿の直接の目的とするところではないのでこれ以上の論究はさし控える。なお文献の中ではロンプローズが女性特有の犯罪を個別に列挙(例えばオーストリアでは墮胎、重婚、重罪の共犯、放火、窃盗が女性に特有の犯罪で殺人、文書偽造は稀であるのに、フランスでは嬰兒殺、墮胎、毒殺、尊属殺、児童虐待、家内窃盗、放火、イギリスでは通貨偽造、偽証、誣告、イタリヤでは贓物、毒殺、墮胎、嬰兒殺、放火をあげる)しているのが注目される(cf. Lombroso, *The Crime Causes* et Remèdes, 2e ed., 1907, p. 217)。

(35) 殺人罪においては女子の方が男子よりも相対的に高い率を示すことはわが国に特有のことではなく諸国に共通なことはポラックも実証的に指摘するところである(Pollak, *op. cit.*, pp. 79-82)。またウォルフガンクも、女は男よりも多く殺人罪を犯すとしている(M. E. Wolfgang,

Patterns in Criminal Homicide, 1958, p. 252.) など A. E. Wood & J. B. Waite, Crime and its Treatment, 1941, p. 237 参照。

(36) 前述のように精神医学の見地から長期にわたりわが国での女性犯罪に関するバイオメトリック的研究を続けておられる広瀬勝世博士は「女性の心理なかんづく知覚・理解・思考等を、男性との比較において特徴づけるものは……その生物学的基礎条件に基いた、より大きな受傷性 Vulnerabilität (Liepmann) より大きな情緒性 Emotionalität (Heymanns) および生命依存性 Lebensabhängigkeit (Klages) による。従つて犯罪も狭い視野の中で、身近な対象に向けられる場合が多い」としておられる(広瀬・前掲「女子殺人者の精神医学的研究」七四頁)。アン・スミスもウォルフガンクとともに女性による殺人は通常家庭内で行なわれ、被害者も夫・子供・愛人・家族というもつとも身近なサークルの人間に限定されていること(ポラックも同旨 Pollak, op. cit., p. 13. 広瀬訳・一四頁以下参照)、手段も半数は手近にある肉切庖丁、皮むき用ナイフのような台所用具の使用によることを注目してゐる。Ann. D. Smith, Women in Prison. A Study in Penal Methods, 1962, pp. 23-25.

(付記)

本研究は、昭和四一年度文部省科学研究費(各個研究)による「女性犯罪の実態とその特質(その一)女性犯罪の量刑についての実証的研究」の研究報告の一部である。

本研究に際しては刑務所における資料の蒐集その他について法務省、とくに矯正局長をはじめ矯正局関係各位、とりわけ朝倉京一参事官の御高配、御援助を賜り、また、矢島忠雄(栃木)、林英雄(和歌山)、藤川真二(笠松)、江藤正人(麓)、岩崎秀夫(札幌)、各刑務所長、星野君子和歌山刑務所管理部長、倉迫サツヨ栃木刑務所管理部長をはじめ、各施設の職員の方々に終始格別の御協力と御支援をいただき、また、東京地裁の資料については、寺尾正二判事の御高配と刑事記録係室の職員の方々の御協力に与るところが大であった。御支援、御協力の大であつたのに比して研究の発表がおくれ、かつ成果の小なることを恥じるものではあるが、右記各位に対し、紙上をかりて衷心より謝意を表するものである。